

## 桑名市総合教育会議要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が相互に連携を図り、市の教育行政を推進するために設置する桑名市総合教育会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- （1）市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- （2）市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策に関すること。
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議又は調整すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録の作成及び公表）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。